

厚生労働省発障0329第15号
平成31年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

「療育手帳制度について」の一部改正について（通知）

療育手帳制度の実施については、「療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）」によって、周知しているところである。

今般、平成30年の地方からの提案に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）において「療育手帳に関する事務については、児童相談所を設置している中核市が療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討する」こととされた。

これに伴い、次官通知を改正し、別添のとおりとすることとしたため、御了知の上、療育手帳制度の適正かつ円滑な実施に努められたい。